

# 食品安全情報（化学物質） No. 1 / 2011 (2011. 01. 12)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【EC】](#)

1. 飼料汚染 ドイツのダイオキシン
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

### [【EFSA】](#)

1. 飼料添加物に関する科学的意見 (7件)

### [【FSA】](#)

1. ドイツでの豚と家禽飼料のダイオキシン汚染
2. ドイツにおける豚と家禽飼料のダイオキシン汚染について更新
3. 殺菌卵液のダイオキシン汚染更新
4. 多動と関連する色素を含まない製品リスト更新
5. Wm Morrison Supermarkets plc は全ての独自ブランドの殻つき無塩ピスタチオをアフラトキシン存在のため回収

### [【MHRA】](#)

1. ホメオパシー医薬品の規制：医薬品の安全性警告とメッセージ

### [【BfR】](#)

1. 食品中ダイオキシンについての FAQ
2. 食品中環境汚染物質についての報告書

### [【BVL】](#)

1. 背景情報：動物飼料と食品へのダイオキシン汚染
2. 飼料のダイオキシン汚染について・続報

### [【FSAI】](#)

1. ドイツにおける動物飼料のダイオキシン汚染について更新

### [【EVIRA】](#)

1. 魔法の効き目はあるか？ 宣伝文句の読み方を学ぼう
2. 農薬関連業務は Evira から Tukes に移管
3. ドイツのダイオキシン汚染飼料はフィンランドには輸入されていない

### [【FDA】](#)

1. Drive Total Energy が Rock Hard Extreme 及び Passion コーヒーダイエットサプリメントの自主回収を発表
2. PRock Marketing 社が Reduce Weight Fruta Planta/Reduce Weight ダイエットサプリメントの全ての痩身用製品を全国リコール
3. FDA は消費者に対し Fruta Planta 痩身用製品を使用しないよう警告

### [【EPA】](#)

1. EPA と HHS はフッ素について新しい科学的評価と対応を発表/虫歯予防のメリットを維持しつつ過剰暴露を予防するために協力する
2. EPA は広く使われている 19 の化合物の検査を要求

### [【USDA】](#)

1. 肉や鶏肉に栄養成分表示

### [【CFIA】](#)

1. モンサントカナダ社からの除草剤ジカンバ耐性遺伝子組換え植物の、新規食品、家畜飼料としておよび商用栽培のための環境安全性認可申請の通知

【TGA】

1. 安全性助言：Slimming Factor 痩身用カプセル

【香港政府ニュース】

1. 中国産チルドビーフは検査に合格
2. ドイツの卵の件は監視している

【KFDA】

1. 刊行物・指針 2011 年度食品安全管理指針
2. 世界 5 大食医薬強国に向けた食品医薬品安全庁五松元年 - 2011 年主要業務計画 - 企画財政担当官
3. 食品安全事故予防のための 10 大原則
4. 小規模業者 HACCP 適用拡大促進
5. 放射線調査：“調味カワハギ”が輸入・通関過程の放射線調査で陽性判定

【その他】

- (ProMED-mail) ダイオキシン飼料汚染 ドイツ：ブタと家禽農場  
(ProMED-mail) ダイオキシン汚染 ドイツ（第 2 報）：農場と食品の懸念  
(International Journal of Cancer) 世界のがん負荷 2008 年：GLOBOCAN 2008

---

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

1. 飼料汚染 ドイツのダイオキシン

Feed contamination - Dioxin in Germany

[http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/contaminants/dioxin\\_germany\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/contaminants/dioxin_germany_en.htm)

2010 年 12 月 27 日、ドイツ当局から食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）に対し、工業用脂肪酸の飼料用脂肪酸への混入による飼料のダイオキシン濃度基準値超過についての通知があった。脂肪酸の問題のバッチはバイオ燃料会社が製造し、飼料用脂肪製造会社へ出荷された。

ドイツ当局の調査により、同バイオ燃料会社が製造した他の 6 バッチが飼料用脂肪製造会社へ出荷されたことが確認された（2011 年 1 月 3 日）。予防的措置として検査結果が出るまで、2010 年 11 月 12 日以降に飼料用脂肪製造会社の製造した飼料用脂肪（約 3,000 トン）は全てダイオキシン汚染されたものとみなされた。汚染の可能性のある飼料用脂肪は、ドイツの 25 の飼料製造業者へ出荷された（飼料用脂肪は飼料に 2～10%混合する）。ドイツ以外への出荷はないとされている。

汚染の可能性のある飼料用脂肪で製造された配合飼料は、産卵鶏、家禽肥育、豚、乳牛、ウシ農場に配送された。配送先は主にドイツだが、一部デンマークとフランスの家禽交配用としても配送された。デンマークに出荷された飼料は交配用鶏に与えられ、フードチェーンには入っていない。フランスに送られた飼料のダイオキシン濃度は、規制値以下であった。

2011 年 1 月 10 日時点で、ドイツ当局が規制しているのは 1,635 農場である。規制解除

の理由は、検査結果が規制値以下であったためである。

2011年1月11～12日に開催される SCFCAH (Standing Committee on the Food Chain and Animal Health) の会議において、ドイツ当局から更新情報が提供される予定である。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

### 2010年第51週～第53週、2011年第1週の主な通知内容

(ポータルデータベースから抽出)

#### 警報通知 (Alert Notifications)

フランス産プレミアムキャビアの未承認物質トリメトプリム(動物用医薬品)(790、380、380、285、285、270 µg/kg)、トルコ産粉ミルク及びシナモン粉末含有バッグ入りの箱のインク由来のベンゾフェノン(シナモンパウダー50、200、粉ミルク 428 µg/kg)及び1-ヒドロキシシクロヘキシルフェニルケトン(シナモンパウダー1,930、粉ミルク 99 µg/kg)の溶出、フィリピン産オーガニックココナツ粉の未表示の亜硫酸(118、18、135、49、150 mg/kg)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え (KeFeng6)、フランス産チリコンカンのフィトヘマグルチニン疑い、ポルトガル産イタリア経由オリーブ油漬けサバ切り身瓶詰め蓋のDNOP含量(1.4%)、ハンガリー産ビスケット(サラティエニ)のキシレン(500 mg/kg)、チュニジア産イタリア経由ひまわり油漬けアンチョビ切り身瓶詰め蓋からのエポキシ化大豆油の溶出(237 mg/kg)、トルコ産パプリカ製品のSudan 1(1.1 mg/kg)、原料スウェーデンデンマーク産オーガニックオートミールのデオキシニバレノール(1000 µg/kg)、チェコ産乳児用フルーツヨーグルトの鉛(0.087 mg/kg)など。

#### 情報通知 (Information Notifications)

ベトナム産冷凍キハダマグロぶつ切りの一酸化炭素処理(1642 µg/kg)、オランダ産精製菜種油のベンゾ(a)ピレン(3.2、2.9、2.6、2.3、4.9、2.6 µg/kg)、トルコ産オレンジのフェンバレレート(合計0.14 mg/kg)及びエスフェンバレレート、フランス産チルドアサリの脂溶性毒素(オカダ酸・dinophysistoxin類・ペクテノトキシン類の合計189 µg/kg)、メキシコ産ワックスがけライムのモルフォリン(25.3 mg/kg)、中国産食品サプリメントのシルデナフィル(92 mg/個)、ベトナム産バサ切り身フライのトリフルラリン(0.023 mg/kg)、米国産食品サプリメントの未承認新規食品(トンカットアリ)、中国産米粉やライススティックの未承認遺伝子組換え(KeFeng6)、トルコ産コップの縁からの鉛の溶出(34.9 mg/個)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え(Bt63)、ギリシャ産プラスチックカップの印刷用インクからの2-メチル-4-(メチルチオ)-2-モルホリノプロピオフェノン(10%エタノールで86 µg/kg)・エチル-4-ジメチルアミノベンゼン(10%エタノールで67 µg/kg)・2,4-ジエチルチ

オキサントン(DETX) (50%エタノールで 161 µg/kg)の溶出、中国産抗肥満茶の未承認施設での照射と照射の非表示、ブルガリア産ビスケットの包装からのベンゾフェノンの溶出、ドイツ産飼料用脂肪のダイオキシン (飼料に使われた脂肪中 123、124 pg WHO TEQ/g)、ドイツ産チョコレートバーの包装のインクからの4-ベンゾイルビフェニル (21.1 µg/kg)・エチル-4-ジメチルアミノ安息香酸 (116.4 µg/kg)・メシチレン-2-カルバルデヒド (45.4 µg/kg) の溶出、スペイン産食品サプリメントに未認可の金 (5 mg/kg) 及び銀 (5 mg/kg)、チリ産リンゴのモルホリン (2.7 mg/kg)、ギリシャ産キュウリのホルメタネート、インドネシア産装飾コップからのカドミウム (0.48 mg/個) 及び鉛 (7.2 mg/個) の溶出、米国産サプリメントの未承認新規食品ステビア、スペイン産生鮮ホウレンソウの過剰な硝酸含量 (4120 mg/kg)、ポーランド産イタリア屠殺馬肉のカドミウム (4.12、0.50 mg/kg)、ブラジル産ソーセージの皮のニトロフラン代謝物ニトロフラゾン (3.3 µg/kg)、マレーシア産食品サプリメントの未承認物質プソイドバルデナフィル (疑い)、イタリア産チャードの硝酸含量 (4159 mg/kg)、トルコ産オランダ経由生鮮レモンのモルホリン (0.69 mg/kg)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え (Bt 63)、トルコ産ローストレッドペッパー入り瓶の蓋の過剰な DNP 含量 (1.4%)、スペイン産生鮮ホウレンソウの硝酸 (4120 mg/kg)、ポーランド産イタリア屠殺馬肉のカドミウム (4.12、0.50 mg/kg) など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産ライスクラッカーの未承認遺伝子組換え (Bt63)、中国産ライスクラッカーの未承認遺伝子組換え (CaMV 35S プロモーター)、パキスタン産チリパウダーの Sudan 1 (1.8 mg/kg)、中国産ステーキナイフのクロム (2.5 mg/kg)、エジプト産イチゴのメソミル (0.20 mg/kg)、台湾産スチールキッチンナイフのクロム (0.94 mg/kg)、ロシア産お茶の未承認施設での照射と照射非表示、イスラエル産お茶の未承認施設での照射と照射非表示、米国産食事療法用チョコレート製品の未承認物質クロムアミノ酸キレート、米国産食事療法用クッキーの未承認新規食品羅漢果、中国産冷凍ティラピア切り身の一酸化炭素処理 (48.9、105、84 µg/kg)、中国産真空カップからのクロム (4.1 mg/kg) 及びニッケル (0.35 mg/kg) の溶出、ブラジル産冷凍牛肉のイベルメクチン (27.4 µg/kg)、中国産カトラリーからのニッケルの溶出 (0.87 mg/kg)、中国産ステンレススチールナイフからのクロムの溶出 (0.52 mg/kg)、トルコ産ピーマンのメソミル (0.22 mg/kg)、タイ産ライスヌードルの過剰なアルミニウム含量 (180 mg/kg)、バングラデシュ産冷凍生エビのニトロフラン代謝物ニトロフラゾン (11 µg/kg)、中国産保温ボトルの PVC パッキンの DEHP (42.0、25.4%)、バングラデシュ産マスタードオイルのエルカ酸 (49.3%)、トルコ産チルドズッキーニのオキサミル (0.12 mg/kg)、エジプト産緑豆のクロルピリホス (0.12 mg/kg) 及びエチオン (0.028 mg/kg)、中国産ナイフとフォークセットからのクロムの溶出 (5.4、6.3 mg/dm<sup>2</sup>)、中国産コーヒーメーカー及びマグセットからの鉛 (1.4~30 mg/dm<sup>2</sup>) 及びニッケル (2.9~4.6 mg/dm<sup>2</sup>) の溶出、ブラジル産コンビーフのイベルメクチン (47.8、39.5、41.1 µg/kg)、ペルー産パープルコーン粉末のフモニシン (B1 : 3500、B2 : 4350 µg/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

- 
- 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. 飼料添加物に関する科学的意見 (7件: 項目のみ)

- ・産卵鶏用飼料添加物としての **Avizyme 1505** (エンド-1,4-ベータ-キシラナーゼ、スブチリシン、アルファアミラーゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Avizyme 1505 (endo-1,4-beta-xylanase, subtilisin and alpha-amylase) as feed additive for laying hens

EFSA Journal 2011;9(1):1949 [12 pp.].

06 January 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/scdoc/1949.htm>

- ・シチメンチョウの肥育における **BioPlus® 2B** (*Bacillus licheniformis* と *Bacillus subtilis*) とセンデュラマイシンと蟻酸の適合性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the compatibility of BioPlus® 2B (*Bacillus licheniformis* and *Bacillus subtilis*) with semduramycin and formic acid in turkeys for fattening

EFSA Journal 2011;9(1):1953 [7 pp.].

06 January 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/scdoc/1953.htm>

- ・離乳豚、マイナー離乳豚類やマイナー鳥類用飼料添加物としての **Miya-Gold®** (*Clostridium butyricum*)に関する科学的意見

Scientific Opinion on Miya-Gold® (*Clostridium butyricum*) as a feed additive for weaned piglets, minor weaned porcine species and minor avian species

06 January 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/scdoc/1951.htm>

- ・シチメンチョウ肥育用飼料添加物としての **Cygro® 1%** (マデュラマイシンアンモニウム  $\alpha$ )の新しい製剤(**Cygro® 10G**)についての認可修正に関する科学的意見

Scientific Opinion on the modification of authorisation of the feed additive Cygro® 1% (maduramicin ammonium  $\alpha$ ) for turkeys for fattening regarding a new formulation (Cygro® 10G)

EFSA Journal 2011;9(1):1954 [12 pp.].

06 January 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/scdoc/1954.htm>

賦形剤のみの違いである。先の製品と新しい製品の生物学的同等性は示されている。

・ニワトリ肥育用飼料添加物としての **T Cygro® 10G** (マデュラマイシンアンモニウム α) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on safety and efficacy of Cygro® 10G (maduramicin ammonium α) for chickens for fattening

EFSA Journal 2011;9(1):1952

06 January 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/scdoc/1952.htm>

表示や MRL、分析法、モニタリングについていくつかの助言を行った。

・ニワトリ肥育用飼料添加物としての **Taminizer D** (ジメチルグリシンナトリウム) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Taminizer D (dimethylglycine sodium salt) as a feed additive for chickens for fattening

EFSA Journal 2011;9(1):1950 [14 pp.].

06 January 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/scdoc/1950.htm>

有効性・安全性ともに問題ない。

---

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. ドイツでの豚と家禽飼料のダイオキシン汚染

Dioxin contamination in pig and poultry feed in Germany

Wednesday 5 January 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jan/dioxin>

FSA は、ドイツで豚と家禽飼料に EU 規制値を超過するダイオキシン汚染の発見について警告する。入手できる情報からは、汚染の可能性のある飼料や汚染飼料を摂取した家畜は英国には入荷していない。

ドイツ当局が調査を継続し、これまで多数の養豚場や養鶏場を閉鎖している。ドイツ当局によれば、問題の植物油はドイツの飼料製造業者にのみ供給され、飼料はドイツの産卵鶏・ブタ及び鶏の肥育農場にのみ供給された。汚染の可能性のある卵 2 件がオランダへ出荷された。それ以外の汚染の可能性のある製品は、いずれの外国にも出荷されていない。

2. ドイツにおける豚と家禽飼料のダイオキシン汚染について更新

Update on dioxin contamination of pig and poultry feed in Germany

Thursday 6 January 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jan/dioxinupdate>

FSA は、ドイツにおける豚と家禽飼料のダイオキシン汚染に関する進行中の調査について追加情報を入手した。

汚染された卵の一部がオランダに出荷され、他の卵と一緒に殺菌卵液に加工された。この殺菌卵液が英国に販売されている。他の卵との混合により卵中のダイオキシンは希釈され、健康リスクとはならないと考えられる。

### 3. 殺菌卵液のダイオキシン汚染更新

Update on dioxin contamination of pasteurised liquid eggs

Friday 7 January 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jan/dioxinupdate2>

FSA はダイオキシン汚染のある卵を使ったオランダ産卵液の英国での販売について追加情報を提供する。

殺菌卵液（白身と黄身を含む）は英国の Kensey Foods, Cornwall 及び Memory Lane Cakes Ltd, Cardiff の二つの業者に販売された。これらの業者は卵液を消費期限の短いケーキやキッシュなどの大量生産品の製造に使い、大手スーパーマーケットに供給した。これらの製品を食べることによる食品安全上のリスクはない。

### 4. 多動と関連する色素を含まない製品リスト更新

Update on products free of colours associated with hyperactivity

Tuesday 4 January 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/jan/colours>

サウサンプトン大学の研究により小さい子どもの多動に関連すると考えられる 6 種類の食用色素について、これらの色素を含有しない製品のリストを更新した。FSA は、2008 年 11 月に合意された食品業界の自主規制への参加を促すため、製品リストを公表している。対象の食用色素は、サンセットイエロー (E110)、キノリンイエロー (E104)、カルモイシン (E122)、アルラレッド (E129)、タートラジン (E102) 及びポンソー4R (E124) である。

\*参考：これら 6 種類の色素を含む食品及び飲料については、色素が子どもの行動や注意に影響を与える可能性がある旨の表示が、2010 年 7 月 20 日より EU 全域において義務化されている。

### 5. Wm Morrison Supermarkets plc は全ての独自ブランドの殻つき無塩ピスタチオをアフラトキシン存在のため回収

Wm Morrison Supermarkets plc withdraws all date codes of own brand seasonal Unsalted Pistachio Nuts In Shell (280g) due to the presence of aflatoxins

Wednesday 5 January 2011

<http://www.food.gov.uk/enforcement/alerts/2011/jan/morrisonunsaltedpistachionuts>

Wm Morrison Supermarkets plc は、殻付き無塩ピスタチオナッツ（製品名：Morrison's Unsalted Pistachio Nuts In Shell）から基準を超えるアフラトキシンが確認されたため、回収する。今回確認されたアフラトキシンの量では安全性リスクはないと考えられる。

---

●英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）<http://www.mhra.gov.uk/>

## 1. ホメオパシー医薬品の規制

医薬品の安全性警告とメッセージ

Regulation of homeopathic medicines

Safety warnings and messages for medicines

5 January 2011

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Safetywarningsalertsandrecalls/Safetywarningsandmessagesformedicines/CON105660>

ホメオパシー及びホメオパシー製品の規制は EU 医薬品指令に含まれ、英国では条約義務（treaty obligation）である。

ホメオパシーによる最大の脅威は、それが重篤な病気の治療や予防用として宣伝されることである。近年、我々はマラリア予防やがん治療用と宣伝されていたホメオパシー製品を市場から排除してきた。マラリア治療のためにホメオパシーを使用するとのテレビニュース（Channel 4 News）を受けて MHRA が再認識すべきことは、もし MHRA がホメオパシー製品を規制しなければ、今後そのような事態へ介入する法的権限がなくなるだろうということである。

我々のアプローチは専らリスクベネフィットの検討と公衆衛生保護である。ホメオパシー製品の市販登録には次の条件が必要である。品質と安全性基準にもとづいている、その製品がホメオパスによりホメオパシー製品であるとの確かな根拠がある、表示には自己限定的な軽症状（自然治癒し他人に感染するようなことのない症状）に関する事以外を含まないなどである。

MHRA は、議会から与えられた範囲内で権限を行使する。我々は製品の販売に関わることは規制できるが、患者による選択やプラクティショナーの活動は規制できない。

\*参考：ホメオパシー医薬品の制度：

The Homeopathic National Rules Scheme ( Brief guidance for manufacturers and suppliers ) Sep. 2006

<http://www.mhra.gov.uk/home/groups/l-unit1/documents/websitesresources/con2024923.pdf>



- 
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

## 1. 食品中ダイオキシンについての FAQ

10. 01. 2011 (本文ドイツ語)

<http://www.bfr.bund.de/cd/53704>

- ・ ダイオキシンとは何か
- ・ どのようにダイオキシンは生成するか
- ・ ダイオキシンによる健康影響は何か
- ・ どの食品を介してダイオキシンを摂取するか
- ・ WHO-PCDD/F-TEQ とは何か
- ・ 最大基準値はあるか
- ・ ドイツのダイオキシン摂取量はどの程度か
- ・ なぜ製品が市場から回収されたのか など。

## 2. 食品中環境汚染物質についての報告書

07.01.2011 (本文ドイツ語)

[http://www.bfr.bund.de/cm/238/aufnahme\\_von\\_umweltkontaminanten\\_ueber\\_lebensmittel.pdf](http://www.bfr.bund.de/cm/238/aufnahme_von_umweltkontaminanten_ueber_lebensmittel.pdf)

カドミウム、鉛、水銀、ダイオキシン、PCB についてまとめている。

- 
- ドイツ連邦消費者保護食品安全庁

(BVL : Bundesamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit )

[http://www.bvl.bund.de/cln\\_027/nn\\_491388/DE/Home/homepage\\_node.html\\_nnn=true](http://www.bvl.bund.de/cln_027/nn_491388/DE/Home/homepage_node.html_nnn=true)

## 1. 背景情報：動物飼料と食品へのダイオキシン汚染

04.01.2011 (ドイツ語)

[http://www.bvl.bund.de/DE/08\\_PresseInfothek/01\\_Presse\\_und\\_Hintergrundinformationen/01\\_PI\\_und\\_HGI/Rueckstaende/2011/2011\\_01\\_04\\_hi\\_dioxin.html](http://www.bvl.bund.de/DE/08_PresseInfothek/01_Presse_und_Hintergrundinformationen/01_PI_und_HGI/Rueckstaende/2011/2011_01_04_hi_dioxin.html)

飼料用植物油にダイオキシン汚染が確認された。シュレーズヴィツヒ・ホルシュタイン州の混合飼料製造業者の自主検査で発見された。現時点では、汚染は飼料用ではない脂肪酸混合物が混入したことが原因と考えられている。2010年11月から12月の間に25件の

動物飼料製造業者に 2,700 トン以上の汚染脂肪が供給された。

## 2. 飼料のダイオキシン汚染について・続報

5.1.2011 (ドイツ語)

[http://www.bvl.bund.de/DE/08\\_PresseInfothek/01\\_Presse\\_und\\_Hintergrundinformationen/01\\_PI\\_und\\_HGI/Rueckstaende/2011/2011\\_01\\_05\\_faq\\_dioxin.html](http://www.bvl.bund.de/DE/08_PresseInfothek/01_Presse_und_Hintergrundinformationen/01_PI_und_HGI/Rueckstaende/2011/2011_01_05_faq_dioxin.html)

BfR のリスク評価によると、当該の産鶏卵及び家禽肉の摂取による消費者の健康への急性リスクはないとしている。

---

### ● アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

#### 1. ドイツにおける動物飼料のダイオキシン汚染について更新

Update on Dioxin Contamination of Animal Feed in Germany

Monday, 10 January 2011

[http://www.fsai.ie/news\\_centre/news/dioxinupdate10012011.html](http://www.fsai.ie/news_centre/news/dioxinupdate10012011.html)

ドイツからの情報によると、汚染の可能性のある動物用飼料はアイルランドには入荷していない。ドイツで汚染の影響があった卵はオランダに出荷され、そこで汚染のない他の卵と一緒に殺菌卵液に加工された。この卵液は英国の 2 つの製造業者に供給され、そこで消費期限の短いケーキやキッシュの製造に使用され、大手スーパーマーケットに出荷された。そのうちひとつの製造業者がアイルランドの Tesco に出荷した。他の卵と混合され規制値以下のダイオキシン濃度に希釈されているため、これらの製品の摂取による健康リスクはない。

Tesco アイルランドは 1 月 7 日に以下の製品 (8 製品 : 詳細リストは本ウェブサイトを参照) を販売停止とした。

ドイツでは予防的措置として制限下にある農場は 1,635 に減少した。これらの農場は、動物のダイオキシン濃度が規制値以下であることを証明できた場合にのみ規制が解除される。

---

### ● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

#### 1. 魔法の効き目はあるか? 宣伝文句の読み方を学ぼう

Do magic tricks work? Learn how to read claims

03.01.2011

[http://www.evira.fi/portal/en/evira/front-page\\_article/do\\_magic\\_tricks\\_work\\_learn\\_how\\_to\\_read\\_claims/](http://www.evira.fi/portal/en/evira/front-page_article/do_magic_tricks_work_learn_how_to_read_claims/)

祝祭シーズンが終了し、ダイエット及びエクササイズをやろうとする人が多くなり、これらの人々は簡単に痩せたい、早く結果が欲しいと考えている。宣伝では早く痩せられると約束している。これは本当なのだろうか？

食品安全担当機関が市販されているこれら全ての製品を吟味するのは困難である。販売業者の所在は不明な場合があり、ヨーロッパ以外の場所に存在している場合もある。

宣伝や製品表示が素晴らしい結果を約束している場合には疑う方がよい。ライフスタイルを変えることなく簡単に減量できると宣伝している製品がしばしばある。例えば「最初の72時間で3kgは確実に痩せる」、「今まで通り食べても痩せられる」といった宣伝である。体重変化は、何より食事や運動などのライフスタイルに影響される。1つの製品だけで減量に影響することはない。効果の宣伝は詐欺であり、法律で禁止されている。消費者は郵送でもオンラインでも、購入した製品の正確な情報を求めるべきである。オンライン購入の場合には、その会社が実在するのか、正しい情報を公開しているのかを確認する必要がある。詐欺に遭ったと思われた場合には、地元の食品規制担当部門や消費者アドバイザーに報告できる。消費者は、魔法に頼る代わりに、最も賢明な痩身法は多様な食品を食べて摂取したエネルギーより消費するエネルギーの方が多くなるような運動量を保つことである。現実的には摂食量の減少と運動量の増加の両方が必要である。

## 2. 農薬関連業務は Evira から Tukes に移管

Duties related to plant protection products have transferred from Evira to Tukes

03.01.2011

[http://www.evira.fi/portal/en/plants/current\\_issues/?bid=2322](http://www.evira.fi/portal/en/plants/current_issues/?bid=2322)

農薬のリスク評価、認可、コントロール業務は、2011年1月1日よりフィンランド食品安全局 (Evira) からフィンランド化学物質安全局 (Tukes) に移管される。ただし、農薬の残留基準値の設定及び食品中の残留農薬モニタリングの業務は Evira が引き続き実施する。さらに化学物質規制業務が、フィンランド環境局 (SYKE) 及び福祉・健康監督局 (Valvira) から Tukes に移管される。

\* Finnish Safety and Chemicals Agency (Tukes) : <http://www.tukes.fi/en/>

[フィンランド化学物質安全局 Tukes 業務開始](http://www.tukes.fi/en/)

The Finnish Safety and Chemicals Agency (Tukes) becomes operational

03/01/2011

<http://www.tukes.fi/en/Current-and-News/News/8General/The-Finnish-Safety-and-Chemicals-Agency-Tukes-becomes-operational/>

フィンランドの化学物質の安全管理担当当局 Tukes が新しく生まれ変わり、200人体制で業務を拡大した。

### 3. ドイツのダイオキシン汚染飼料はフィンランドには輸入されていない

No German dioxin contaminated feed imported to Finland

07.01.2011

[http://www.evira.fi/portal/en/animals/current\\_issues/?bid=2333](http://www.evira.fi/portal/en/animals/current_issues/?bid=2333)

フィンランド食品安全局は、RASFF を通じてドイツにおける豚及び家禽用飼料のダイオキシン汚染について承知している。問題の飼料業者の飼料はフィンランドには輸入されていない。

---

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

#### 1. Drive Total Energy が Rock Hard Extreme 及び Passion コーヒーダイエットサプリメントの自主回収を発表

Drive Total Energy Issues a Voluntary Recall of Rock Hard Extreme and Passion Coffee Dietary Supplements

December 30, 2010

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm238492.htm>

FDA の検査により勃起不全治療薬成分シルデナフィルの類似物質スルホアイルデナフィルが検出されたため。製品に当該物質の含有に関する表示はない。

#### 2. PRock Marketing 社が Reduce Weight Fruta Planta/Reduce Weight ダイエットサプリメントの全ての痩身用製品を全国リコール

PRock Marketing, LLC Issues a Voluntary Nationwide Recall of All weight loss formulas and variation of formulas of Reduce Weight Fruta Planta/Reduce Weight Dietary Supplement

December 30, 2010

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm238495.htm>

FDA の検査により Authentic Formula Fruta Planta からシブトラミン 15.4 mg が検出された。

#### 3. FDA は消費者に対し Fruta Planta 痩身用製品を使用しないよう警告

FDA warns consumers not to use Fruta Planta weight loss products

Dec. 31, 2010

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm238491.htm>

PRock Marketing 社が全てのロットの Fruta Planta 及び Reduce Weight Fruta Planta のリコールを行っている。FDA の検査で 2010 年 12 月に安全性の問題から市場から回収さ

れた薬物シブトラミンが検出された。FDA はこれらの製品の使用による心臓疾患等の複数の有害事象報告を受け取っており、1 人は死亡している。消費者はこの製品の使用を直ちに中止すべきである。

\* Fruta Planta の包装写真 : Fruta Planta label

<http://www.fda.gov/downloads/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/UCM237993.pdf>

---

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA と HHS はフッ素について新しい科学的評価と対応を発表/虫歯予防のメリットを維持しつつ過剰暴露を予防するために協力する

EPA and HHS Announce New Scientific Assessments and Actions on Fluoride / Agencies working together to maintain benefits of preventing tooth decay while preventing excessive exposure

01/07/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/3881d73f4d4aaa0b85257359003f5348/86964af577c37ab285257811005a8417!OpenDocument>

EPA 及び米国保健福祉省 (HHS : Department of Health & Human Services) は、飲料水中のフッ素についての基準と、ガイドラインがアメリカ人 (特に子ども) の歯の健康に最大の予防効果を提供するものとなることを確保するために重要な手続きを発表した。HHS は、飲料水中の推奨フッ素濃度を虫歯予防のための現行の至適濃度範囲の最小量に設定できることを提案し、EPA は飲料水中のフッ素濃度の最大許容量についてレビューを開始する。HHS の提案は、現在推奨されているフッ素濃度の基準 0.7~1.2 mg/L を 0.7 mg/L に更新することである。これは、EPA 及び HHS がフッ素による虫歯予防の有益性と望まれない健康影響とのバランスに関して実施した科学評価にもとづいている。

\* HHS の発表 : Proposed HHS Recommendation for Fluoride Concentration in Drinking Water for Prevention of Dental Caries

[http://www.hhs.gov/news/press/2011pres/01/pre\\_pub\\_frm\\_fluoride.html](http://www.hhs.gov/news/press/2011pres/01/pre_pub_frm_fluoride.html)

2. EPA は広く使われている 19 の化合物の検査を要求

EPA Requires Testing of 19 Widely Used Chemicals

01/04/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/effe922a687433c85257359003f5340/b4a91485f80b15c48525780e0056ed2b!OpenDocument>

EPA は企業に対し、有害物質規制法 (TSCA : Toxic Substances Control Act) にもとづ

き、19 の高生産量（HPV：High Production Volume）化学物質による健康と環境影響のデータ提出要請に関する最終規則を発表した。これは、EPA が優先度の高い化学物質について十分なレビューを実施するために必要なデータを確保する取り組みの一環だとしている。

\* 詳細：High Production Volume (HPV) Challenge

<http://www.epa.gov/hpv/>

\* 最終規則（官報）：Testing of Certain High Production Volume Chemicals; Second Group of Chemicals

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=EPA-HQ-OPPT-2007-0531-0579>

対象 19 物質には、アセトアルデヒド、ひまし油（酸化、硫酸化）、C4 より大きい炭化水素などを含む。

---

● 米国農務省（USDA：Department of Agriculture）

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. 肉や鶏肉に栄養成分表示

Nutrition Facts Panels to Appear on Labels of Popular Cuts of Meat and Poultry Products

Dec. 29, 2010

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?contentidonly=true&contentid=2010/12/0673.xml>

－USDA の栄養と食生活に関する消費者教育推進の一環としての新しい規則－

USDA の FSIS は良く消費されている肉や鶏肉 40 について、消費者にすぐわかる栄養情報を伝えるための規則を発表した。挽肉やカット肉の包装に栄養成分表示を行い、生肉などもパッケージや消費者の購入時に栄養成分情報を提供する。表示されるのは、カロリー、総脂肪、飽和脂肪である。さらに消費者に分かりやすいように、赤身肉の割合（%）が記載される場合は脂肪の割合（%）も記載される。本規則は 2012 年 1 月 1 日に施行する。

\* Federal Register：Nutrition Labeling of Single-Ingredient Products and Ground or Chopped Meat and Poultry Products

<http://www.federalregister.gov/articles/2010/12/29/2010-32485/nutrition-labeling-of-single-ingredient-products-and-ground-or-chopped-meat-and-poultry-products>

---

● カナダ食品検査庁（CFIA：Canadian Food Inspection Agency）

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. モンサントカナダ社からの除草剤ジカンバ耐性遺伝子組換え植物の、新規食品、家畜飼料としておよび商用栽培のための環境安全性認可申請の通知

Notice of Submission for Approval of Novel Food, Livestock Feed and Environmental Safety Approval for Commercial Planting Purposes of a Plant Genetically Modified to Tolerate the Herbicide Dicamba from Monsanto Canada Inc.

Date modified: 2011-01-10

<http://www.inspection.gc.ca/english/plaveg/bio/subs/2011/20110110e.shtml>

CFIA 及びヘルスカナダは、モンサントカナダ社より、除草剤耐性大豆 MON 87708 の商用栽培、家畜飼料及び新規食品としての栽培に関する認可申請を受けた。

---

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言 : **Slimming Factor** 痩身用カプセル

Safety Advisory: Slimming Factor weight loss capsules

23 December 2010

<http://www.tga.gov.au/alerts/medicines/slimming-factor.htm>

TGA は、オーストラリアの消費者がインターネットで Slimming Factor 痩身用カプセルを購入する可能性について認知している。この製品は 2 色のカプセル剤であり、100%ハーブを謳っているが、TGA の検査でシブトラミン、フェンフルラミン及びフェノールフタレインが検出された。シブトラミンはオーストラリアで以前は処方薬であったが、安全性への懸念から 2010 年 10 月に禁止された。フェンフルラミンは 1997 年に安全性の問題により英国で禁止された医薬品 Fen\_Phen の成分である。フェノールフタレインは経口下剤として使用されたこともあるが、深刻な安全性への懸念のため現在は使用されていない。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

\*参考：製品の写真では製品名を“せん之素こう嚢”と読むことができる。日本で平成 14 年に問題となった“せん之素こう嚢”では、フェンフルラミン及び乾燥甲状腺末が確認されていた。同一製品かどうかは不明。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0712-1.html>

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 中国産チルドビーフは検査に合格

## Mainland chilled beef passes tests

January 01, 2011

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/01/20110101\\_195544.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/01/20110101_195544.shtml)

中国本国から初めて輸入されたチルドビーフ、合計約 9 トンは検査に合格し、市場に出荷された。残留動物用医薬品の検査結果は満足できるものだった。

## 2. ドイツの卵の件は監視している

German egg situation monitored

January 10, 2011

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/01/20110110\\_141200.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/01/20110110_141200.shtml)

香港政府は、ドイツにおける卵のダイオキシン汚染について事態を見守っていると述べた。卵や肉を輸入禁止にするような助言は欧州委員会からは出ていない。食品安全センターは問題の国からの輸入卵や肉については検査を行い、ダイオキシン濃度が基準値以内のもののみ市場に出荷する予定である。センターは 7 つの卵を調査し、1 つはドイツ産であることを確認した。残りの 6 つの原産国を調査し、結果は 7 日以内に分かる予定である。

---

## ●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

### 1. 刊行物・指針 2011 年度食品安全管理指針

2010.12.17

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=102&page=news&mmid=277&seq=9381&cmd=v>

体系的で効率的な食品安全管理のために 2010 年度食品安全管理指針を掲示する (アレアハングルファイル添付)。

### 2. 世界 5 大食薬強国に向けた食品医薬品安全庁五松元年 - 2011 年主要業務計画 - 企画財政担当官

2010.12.22

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=13759&cmd=v>

来年から「ナトリウム摂取削減モデル特区」が運営され、医薬品データベースを提供する「オンライン医薬図書館」が構築されるなど、国民が健康な生活を送れるように「賢いな食生活 (Eat Smart)」のための国民運動が展開される。

食品医薬品安全庁は、このような内容の 2011 年大統領業務報告を 12 月 22 日青瓦台迎賓館で行った。食品医薬品安全庁は、来年度を元年と設定した未来ビジョン 2020 により、世界 5 大食薬強国として発展するための初歩として、次のような 6 大核心課題を選定して重点的に推進すると発表した。



①事前予防的な管理システムの先進化、②原料から消費までのきめ細かな安全管理、③競争力のある新しい成長産業の発展支援、④自律と公正を促進する食薬規制の改革、⑤安全性への協調のためのコミュニケーション活性化、⑥安全基盤拡充のための協力体系の強化。

6 大核心課題の分野別の主要内容は以下の通りである。

① 事前予防的な管理システムの先進化

年齢別栄養管理の実践ロードマップ及び肥満予防システムの構築（6月）、子供の給食支援センターモデルの運営（9ヶ所、4月）、高齢者向け食品類型新設推進、大韓老人会に虚偽・誇大広告予防のための申告窓口の開設及びシルバー監視団の運営（全国支会 245ヶ所、1月）、ナトリウム摂取削減のモデル特区運営（3月）。

② 原料から消費まできめ細かな安全管理

酒類の安全管理の総合対策を発表（1月）、製品収去検査の体系化、各種報告システムを統合した e-食品安全管理システムの構築（8月）、医薬品の承認適応外使用の評価・管理体系確立（6月）、化粧品原料の管理をポジティブ制からネガティブ制に先進化（7月）。

③ 競争力がある新しい成長産業の発展支援

幹細胞など細胞治療薬に対する許可・審査基準の特化（9月）、ヘルスケア品目の分類体系の用意（6月）、「医薬品輸出支援団」運営（6月）、韓国人の薬物遺伝情報の分析検証及び遺伝型分析診断キットの開発（12月）。

④ 自律と公正を促進する食薬規制改革

食品、医薬品、医療機器分野 47 の規制改革推進

⑤ 安全性への協調のためのコミュニケーション活性化

医薬品データベース提供“オンライン医薬図書館”の構築（10月）、視聴覚障害者の服薬情報提供と音声認識コンテンツの発刊（6月）、高齢者用医薬品の安全使用のための絵文字（Pictogram）を導入。

⑥ 安全基盤拡充のための協力体系を強化

医療機器技術文書の審査の民間委託拡大（12月）、健康機能食品及び医療機器コンサルティング業社の登録制導入（1月）、試験検査機関の統合管理法案の用意及び国内外試験検査業務協力ネットワークの構築（国内 81、国外 9ヶ国 51、10月）。

**3. 食品安全事故予防のための 10 大原則**

食生活安全課/添加物包装課 2010.12.23

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=13765&cmd=v>

－「家庭食生活の安全ガイド 10」の提供－

食品医薬品安全庁は、家庭で安全な食品の調理及び保管などのために簡単に実践できる「我家食生活安全ガイド 10」を提供すると発表した。

特に家庭内での食中毒予防と食品の安全性確保のため、食品の購買→保管→洗浄→解凍→調理→調理後の保管まで、必ず注意する事項を「我家食生活安全ガイド 10」に記載した。

その主要内容は以下の通りである。

①食品の安全な買い物をする（60分）、②冷蔵庫の中を整理整頓する、③正しい冷凍・解凍をする、④果物・野菜をきちんと洗浄する、⑤正しい包丁とまな板の使用方法、⑥正しい加熱調理（焼く場合）、⑦正しい加熱調理（揚げる場合）、⑧野菜を正しく料理する、⑨残った料理の保管、⑩正しい手洗い。

食品医薬品安全庁によると、「我家食生活安全ガイド 10」は家庭で活用しやすいように製作・配布し、その内容も食品医薬品安全庁及び地方自治体ホームページに掲示して誰でも利用できるようにしている。食生活安全ガイド 10 を積極活用して家庭内食中毒予防のために協力を求める。

#### 4. 小規模業者 HACCP 適用拡大促進

食中毒予防管理課 2010.12.14

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=13693&cmd=v>

－小規模業社オーダーメイド型 HACCP の標準基準の開発・普及－

食品医薬品安全庁は、小規模食品業社の水準に合わせ、少ない費用で、より簡単に、短時間で HACCP 認定を受けられるよう『小規模業社用 HACCP 標準基準』を開発・普及すると発表した。

#### 5. 放射線調査：“調味カワハギ”が輸入・通関過程の放射線調査で陽性判定

食品管理課/輸入食品課 2010.12.21

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=13756&cmd=v>

－関連製品の返送・廃棄及び暫定流通・販売の中止措置－

食品医薬品安全庁は、放射線照射の未認可品目である調味干魚に放射線を照射しているとの情報を入手したため、輸入製品に対し継続的に放射線照射の有無を確認した。その結果、DANDONG TAISHENG FOOD CO.,LTD（中国）で製造した DRIED FILEFISH FILLETS SEASONED 製品において放射線照射が陽性と判定されたため、当該製品は返送又は廃棄、国内流通中の同一製品については流通・販売を暫定的に中止させる措置をとり、放射線照射の有無を確認中であると発表した。

今回の措置は、放射線照射が認められていない品目に放射線照射をした事実が確認されたためにとった措置である。放射線の照射は、微生物の殺菌などの用途で安全性等を確認し、物理的、化学的、栄養学的な変化がほぼない水準で品目別に承認しているが、販売する際は表示するよう規定されている。放射線照射食品は、放射能物質汚染とは全く異なり、安全に管理されているコバルト 60 から放出される光（エネルギー）を殺菌などの目的に使用した食品のことである。そのエネルギーは食品を通過して熱エネルギーとして消滅するため放射線は残留しない。

● その他

**ProMED-mail**

**1. ダイオキシン飼料汚染 ドイツ：ブタと家禽農場**

Dioxin feed contamination - Germany: swine & poultry farms

05-JAN-2011

[http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:2286880121124833::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1000,86510](http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:2286880121124833::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,86510)

－Pig Progress Tue 4 Jan 2011 より－

ダイオキシン汚染飼料問題のため、ドイツ北部の約 1,000 の養豚場及び養鶏場が隔離された。関与するのは、少なくとも 1 件、最大 9 件の飼料製造業者である。

Lower Saxony 州だけで約 1,000 の農場（産卵鶏、ブロイラー、豚）が予防的措置として隔離された。North Rhine Westphalia 州では、8,000 の鶏が処分された。検出されたダイオキシン濃度は、ある検体では許容量の 4 倍だった。

ダイオキシンの汚染源は工業用油の飼料への混入と考えられている。飼料製造業者はあるバイオ燃料会社を疑っているが、同社は関与を否定している。

**2. ダイオキシン汚染 ドイツ（第 2 報）：農場と食品の懸念**

Dioxin feed contamination - Germany (02): farms & food concern

08-JAN-2011

[http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:4350532337748750::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,86564](http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:4350532337748750::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,86564)

[1]－NY Times 7 JAN 2011 より－

一部の鶏や豚飼料にダイオキシン汚染が確認されてから、ドイツ政府は 4,700 以上の小規模農を出荷停止にした。韓国とスロバキアは 1 月 7 日にドイツからの一部の動物由来製品の輸入を禁止した。英国とオランダはマヨネーズなどの輸入食品の安全性を調査している。

2011 年 1 月 3 日に事態が公になって以来、最大 3,000 トンの家禽飼料添加物に微量のダイオキシンが検出されている。パニック抑制のために地元当局は検出されたダイオキシン濃度は低く健康リスクはないと発表し、速やかに対応している。合計 136,000 個の汚染卵がオランダに輸出された。ことの発端は、ドイツ北部 Schleswig-Holstein 州の Harles and Jentzsch 社が工業用油脂の混入した脂肪酸を動物飼料製造業者に販売したこととされる。

[2]－Speigel on line 7 Jan 2011 より－

Speigel は、ドイツの会社は数週間にわたってダイオキシン汚染を知っていたとしている。

ドイツのある州の公務員がダイオキシン汚染は 3 月までさかのぼると述べている。3 月に採取した検体のダイオキシン濃度が許容値の 2 倍だったことを民間の検査会社が発見していると Hannoversche Allgemeine Zeitung 紙が報道している。農業大臣が汚染を初めて

知ったのは2010年12月27日であると報道されている。飼料会社は独自検査をしているが、その結果を州当局には知らせていなかった。

政府によると、Harles and Jentzsch社の製品検査では、20検体中9検体で最大許容値0.75 ngを超えており、最大は10.05 ngで許容量の10倍であった。また政府の報告では、鶏、七面鳥及び豚の餌が最大150,000トン汚染されており、Harles and Jentzsch社の汚染脂肪は25件の飼料製造業者の製品に混入している。

[3]—BBC, 7 Jan 2011 より—

新しい検査結果では、Harles and Jentzsch工場でのダイオキシン濃度は許容値の77倍(58 ng)であった。この工場は飼料用と工業用の脂肪を製造している。

### International Journal of Cancer

#### 1. 世界のがん負荷 2008年 : GLOBOCAN 2008

Estimates of worldwide burden of cancer in 2008: GLOBOCAN 2008

International Journal of Cancer

Volume 127, Issue 12, pages 2893–2917, 15 December 2010

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ijc.25516/abstract>

2008年、182か国における27種のがんの頻度と死亡率を推定したGLOBOCANシリーズがIARCから発表されている。本論文では世界の20地域について、最も一般的ながん8種のパターンをまとめた。全体として2008年の新たながんの発症は1,270万件、がんによる死亡は760万人と推定された。そのうち新たながんの56%、死亡の63%が途上国で発生している。世界で最も多いがんは肺がん(161万人、全体の12.7%)、乳がん(138万人、10.9%)、大腸がん(123万人、9.7%)であり、死亡原因は肺がん(138万人、18.2%)、胃がん(738,000人、9.7%)、肝臓がん(696,000人、9.2%)である。がんは世界中のどこでも珍しくなく豊かな国でのみ見られるものではない。がんのパターンは地域により大きく異なっている。

\*IARC : GLOBOCAN 2008 <http://globocan.iarc.fr/>

以上

---

食品化学物質情報

連絡先 : 安全情報部第三室